

第1号議案

茨城県防犯設備協会 設立趣意書

設立趣意書及び入会申込者の確認を求めるものである。

茨城県防犯設備協会 設立趣意書

刑法犯の認知件数は平成14年をピークに毎年連続して減少していますが、振り込め詐欺や児童虐待、ストーカー事案などは未だに多く、治安に対する不安感を払拭するには至っておりません。

このような犯罪情勢の中にあつて、防犯診断、地域住民の防犯相談、防犯講話など防犯設備士に期待される活動は多岐にわたっています。

更に、優良な防犯機器、防犯システム、防犯性能の高い建物部品等の普及や、優良防犯住宅の審査支援などを通じて地域の防犯に貢献するには組織的な活動が必要です。

このようなことから県内で活躍している防犯設備士、防犯設備に関係する企業や防犯設備の重要性をご理解いただいている企業・団体・個人で構成する茨城県防犯設備協会を設立し、県、県警察、県防犯協会、その他関係機関・団体と連携強化を図り、安全で安心なまちづくりの為、大きく貢献をしてみたいと存じます。

2023年2月8日

第 2 号議案

茨城県防犯設備協会 会則

茨城県防犯設備協会

2023年2月8日

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、茨城県防犯設備協会（以下「本会」という）とし、事務局は会長が指定する場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連絡及び茨城県関係各機関・団体との連携を持って、茨城県が推進する総合的な防犯活動の一翼を担い、安全・安心なまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 防犯に関する情報収集、調査及び研究
- (2) 優良な防犯機器・システム及び防犯性能の高い部品の普及に向けた啓発及び導入促進に関わる活動
- (3) 防犯相談・防犯診断の実施
- (4) 戸建て住宅、アパート・マンション、駐車場等を対象とする防犯優良施設の認定制度関連業務の実施
- (5) 茨城県、警察及び防犯協会が推進する安全・安心なまちづくりへの積極的な参加協力
- (6) その他、本会の目的に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、賛助会員、特別会員とする。

正会員

(1) 法人会員

茨城県に本社または営業・業務拠点等を有し、本会の目的に賛同する法人

(2) 個人会員

茨城県に居住し、本会の目的に賛同する個人

賛助会員

本会の目的に賛同する法人、団体、個人

特別会員

理事会の推薦、関連業務委託等により入会する団体、個人

(入 会)

第5条 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 理事会は、前項の入会申し込みをした者が次の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

(1) 第2条の目的に賛同し、かつ第3条の事業の実施に協力する意思のあるもの

(2) 反社会的勢力と金銭授受や事業受発注等の関係を持たず、かつこれらの構成員を雇用していないもの

(3) 防犯設備等を悪用し犯罪ほう助に用いることのないもの

(入会金及び会費)

第6条 入会金及び会費は次の通りとする。(例)

	会員区分	入会金	年会費
正会員	法人・団体会員	10,000円	12,000円
	個人会員	5,000円	6,000円
賛助会員	法人・団体会員	10,000円	12,000円
	個人会員	5,000円	6,000円
特別会員		0円	0円

(資格の喪失)

第7条 会員が各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 会員である本人が死亡もしくは失踪宣言をうけたとき

(3) 会員である法人または団体が消滅したとき

(4) 正会員及び賛助会員が、会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退 会)

第8条 会員は、あらかじめ会長に届け出ることにより、任意に退会できる。

(除名)

第9条 会長は、会員が次の各号に該当する場合には、弁明の機会を与えた後、理事会の承認をもって、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損したとき
- (2) 本会の信用を失墜させる行為をしたとき
- (3) 本会の運営に支障をきたす行為をしたとき
- (4) その他、刑罰もしくは行政処分等をうけたとき

(抛出金の不返還等)

第10条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 理事 3～5名
- (4) 監事 1～2名

(役員を選任)

第12条 理事、監事は総会で選出する。

- 2 会長、副会長は理事から互選とする。
- 3 理事、監事は相互に兼任できない。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。また、会務執行のため、事務局長を置いても良い。
- 4 監事は本会の会計及び会務の運営状況を監査する。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は2年とする、但し、再任を妨げない。
- 2 補欠または増設された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の規程にかかわらず、任期末日において、後任の役員が選任されていないときは、任期末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第15条 本会に名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第16条 会議は、総会及び理事会とする。

(会議の構成)

- 第17条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

(総会の機能)

- 第18条 総会は、本会則に別に規定するものの他、次の事項を決議する。
- (1) 事業報告書及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(理事会)

- 第19条 理事会は、本会則に別に規定するものの他、次の事項を決議する。
- (1) 総会で決議した次項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 防犯アドバイザー等の選任
 - (4) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第20条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 会長が必要と認めたときは、臨時総会及び理事会を開催することができる。

(召集及び議長)

第21条 会議は会長が招集し、会長が議長になる。

(定足数)

第22条 会議は、その構成委員の過半数の議決で成立する。

(決議及び議決権)

第23条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、または他の構成員を代理人として評決を委任することができる。この場合、前条及び前項の適用については、当該構成員を出席したものとみなす。
- 3 緊急事項の決議は、書面により賛否を求め、これをもって会議に代えることができる。
- 4 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(議事録)

第24条 会議の決議については、事務局がその都度、議事録を作成する。

第5章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 細則

(委 任)

第27条 本会則に規定するもの以外で本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この会則は、2023年2月8日から施行する。

第3号議案

初年度事業計画、収支予算

下記の初年度の事業計画（案）及び収支予算（案）の提案を行い、承認を求めるものである。

事業計画（案） 期間：2023年2月8日から2024年3月31日まで

1. 茨城県防犯設備協会の会員拡充

防犯設備士を雇用している企業、防犯設備等に関連する事業を営む事業所、個人等に対して当協会への加入を促進する。また、合わせて当協会の目的に賛同いただける法人、個人に対して賛助会員加入を促進する。

2. 防犯設備士のPRと受験者の増加を図る。

3. 防犯相談、防犯団体への協力体制の確立

防犯相談や防犯団体への協力を行う場合の体制を整備・確立する。

4. 警察や各種防犯団体への協力

警察や各種防犯団体を実施する防犯教室や大会等での防犯活動や地域安全活動等へ協力する。

5. 研修会等の開催

会員相互の連携と会員の資質向上を図るための研修会を開催する。

6. 公益社団法人日本防犯設備協会や各地域協会と連携し、協会活動の活性化を図る。

収支予算

期間： 2023年2月8日～2024年3月31日

科目	【単位：円】	
1. 収入の部		備考
	予算額	
入会金	正会員（法人）	190,000 10,000×19
	正会員（個人）	5,000 5,000×1
	賛助会員（法人）	0 10,000×0
	賛助会員（個人）	0 5,000×0
年会費	正会員（法人）	228,000 12,000×19
	正会員（個人）	6,000 6,000×1
	賛助会員（法人）	0 10,000×0
	賛助会員（個人）	0 10,000×0
合計		429,000

2. 支出の部		予算額	
事業費	全国大会派遣費等	100,000	地域協会全国大会参加費他
	設立準備	80,000	会場費、協会印、吊り看板他
	研修会開催費	20,000	
管理費	消耗品費	20,000	封筒・印刷用紙等消耗品
	通信費	20,000	郵送代
	印刷費	40,000	パンフレット、広報資料等
	会議費	10,000	役員会会場費等
	事務局運営費	30,000	電話、FAX、HP、交通費他
雑費		31,000	
予備費		78,000	
合計		429,000	
収支差額		0	

第4号議案

役員選出と事務所設置場所

役員（案）と事務所設置場所（案）を提案し、承認を求めます。

1. 役員（案）（敬称略）

役員名称	氏名	所属、役職等
会 長	佐藤 平八郎	株式会社ジェイエスケイ 代表取締役
副会長	小島 隆生	有限会社小島サッシトーヨー住器 代表取締役
理 事・事務局長	小林 直仁	株式会社コアンドビー 代表取締役
理 事	稲本 義範	一般社団法人総合防犯士会 認定 NPO 法人おやじ日本
監 事	滝川 剛司	株式会社滝川金物店 専務取締役

2. 顧問および参与

名 称	氏名	所属、役職等
顧 問	村田 ゆかり	茨城県警察本部生活安全部長
顧 問	飛田 孝一	公益財団法人茨城県防犯協会 専務理事

3. 事務所設置場所

茨城県防犯設備協会 事務局

〒303-0034 茨城県常総市水海道天満町 1636-6 株式会社コアンドビー内

事務局長 小林直仁

専用電話 050-3692-6877 FAX 0297(23)5884

E-mail: info@ibarakikenbouhan.com

ホームページ：https:// ibarakikenbouhan.com

第5号議案

日本防犯設備協会との相互特別会員

茨城県防犯設備協会設立後に、公益社団法人日本防犯設備協会（以下、日防設という）と相互の特別会員となること及び防犯設備士受験促進制度の契約を行うことを提案し、承認を求めるものである。

1. 相互の特別会員について

<公益社団法人日本防犯設備協会の役割>

防犯設備に関する「調査・研究事業」、「防犯設備士事業」、「R B S S 事業」等の様々な事業を通じ、国民の安全と安心の環境構築を支援するための仕組みづくりやインフラ整備を担当する。

- ・地域協会が、各種の活動を円滑に行うための支援を行う
- ・地域において有効な各種の情報やツールを提供する
- ・地域協会相互の連携を計るための支援を行う
- ・防犯設備士の養成を行い、地域の安全安心をサポートする人材を育成するとともに、そのスキルアップに向けた仕組みづくりを行う
- ・新規地域協会設立活動を行う

<地域協会の役割>

防犯設備に関する各種の事業を主体的に推進するとともに、日防設と連携をとり、日防設の諸事業の成果を有効活用しながら、地域の安全と安心に向けた活動を行う

- ・地域協会の情報の共有を計るための情報を提供する
- ・地域における各種ニーズを提供する等により日防設の活動を支援する
- ・防犯設備士のアクセスポイントとして地域の防犯設備士を組織化する
- ・地域の防犯設備士の拡大とスキルアップを図るための支援を行う
- ・近隣の新規地域協会設立に関して支援を行う

2. 防犯設備士受験促進制度について

地域協会から紹介書を発行することで、防犯設備士資格認定試験の受講・受験費用が日防設の会員価格になり、更に地域協会へ一人当たり 3,000 円の手数料が支払われる制度

この制度により、防犯設備士資格登録者の拡大と地域協会への加入 促進を図る

以上